



山形県公報

令和7年3月28日(金)
第590号

毎週火・金曜日発行

目次

規 則

- 知事の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則……………(人 事 課) ……278
- 山形県私立学校規則の一部を改正する規則……………(高等教育政策・学事文書課) ……279
- 山形県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の施行に関する規則の一部を改正する規則……………(みどり自然課) ……282
- 山形県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則……………(子ども成育支援課) ……290
- 山形県医療法施行細則の一部を改正する規則……………(医療政策課) ……291
- 山形県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則……………(高齢者支援課) ……292
- 山形県身体障害者福祉法の施行に関する規則の一部を改正する規則……………(障がい福祉課) ……同
- 建築士法施行細則の一部を改正する規則……………(建築住宅課) ……同
- 山形県証紙条例施行規則の一部を改正する規則……………(会 計 局) ……294
- 山形県物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則の一部を改正する規則……………(同) ……同

訓 令

- 山形県職員日額旅費支給規程の一部を改正する訓令……………(人 事 課) ……同
- 山形県職員研修規程の一部を改正する訓令……………(同) ……同
- 山形県医療法施行手続の一部を改正する訓令……………(医療政策課) ……295

告 示

- 知事を所轄庁とする学校法人に係る私立学校振興助成法施行規則第2条第4号に掲げる所轄庁が定める書類……………(高等教育政策・学事文書課) ……同
- 救急病院等の告示……………(医療政策課) ……同
- 生活保護法による指定医療機関の指定……………(地域福祉推進課) ……296
- 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………(同) ……同
- 生活保護法による指定医療機関の指定の辞退……………(同) ……297
- 生活保護法による指定介護機関の変更の届出……………(同) ……同
- 生活保護法による指定介護機関の廃止の届出……………(同) ……298
- 同……………(同) ……同
- 生活保護法による指定施術機関の指定……………(同) ……299
- コイヘルペスウイルス病のまん延防止のためコイの持出しを禁止する水域の範囲……………(水産振興課) ……300
- 土地改良事業計画の計画変更の適当の決定……………(最上総合支庁農村計画課) ……同
- 農用地利用集積等促進計画の認可……………(農村整備課) ……同
- 山形県源流の森の利用日及び利用時間……………(置賜総合支庁森林整備課) ……301
- 山形県源流の森の利用料金……………(同) ……302
- 道路の区域の変更……………(村山総合支庁建設総務課) ……同
- 同……………(村山総合支庁西村山建設総務課) ……同

- 同 (同) …303
- 同 (同) … 同
- 同 (同) … 同
- 県道の供用の開始 (同) …304
- 同 (同) … 同
- 同 (同) … 同
- 道路の区域の変更 (置賜総合支庁建設総務課) … 同
- 一般国道の供用の開始 (同) …305
- 公共測量の終了の通知 (県土利用政策課) … 同
- 同 (同) … 同
- 同 (同) … 同
- 山形県測量業者登録簿閲覧の場所及び閲覧規則の一部を改正する規程 (同) …306
- 平成19年3月県告示第304号（山形県港湾施設の概要）の一部改正 (空港港湾課) … 同
- 県証紙売りさばき所の変更 (会 計 局) …307
- 昭和39年8月県告示第707号（山形県財務規則の規定による建設工事請負契約約款、物件売払契約約款及び物件購入契約約款）の一部改正 (同) … 同

教育委員会関係

規 則

- 山形県教育職員免許状再授与審査会規則 308
- 教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則 同
- 教育機関の組織及び運営に関する規則等の一部を改正する規則 309

訓 令

- 山形県教育委員会職員服務規程等の一部を改正する訓令 310

告 示

- 山形県博物館登録審査基準等の一部を改正する規程 同

内水面漁場管理委員会関係

指 示

- 内水面漁業協同組合別水産動植物の増殖数量 311
- コイヘルペスウイルス病のまん延防止のためのコイの持出しの禁止及び放流等の制限 313

公 告

- 一般競争入札の公告 (教 育 局) … 同

規 則

知事の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第13号

知事の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則

知事の権限に属する事務の補助執行に関する規則（平成18年3月県規則第64号）の一部を次のように改正する。

別表第1第1項第7号中「並びに閲覧及び謄写」を「及び公表」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第29号）附則第8条第2項の規定によりなお従前の例によることとされる財産目録等の閲覧又は謄写に係る事務の補助執行については、なお従前の例による。

山形県私立学校規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第14号

山形県私立学校規則の一部を改正する規則

山形県私立学校規則（昭和52年9月県規則第51号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第64条第4項」を「第152条第5項」に改める。

第3条中「第10条」を「第9条」に改める。

第4条中「第26条第2項」を「第19条第2項」に、「は、」を「は、統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である」に改め、「（平成25年総務省告示等405号）」を削る。

別表第1中「第30条第1項（同法第64条第5項）」を「第23条第1項（同法第152条第6項）」に、「第45条（同法第64条第5項）」を「第108条第3項（同法第152条第6項）」に、「第64条第6項」を「第152条第7項」に、

「学校法人解散認可（認定）申請書」を「学校法人解散認可申請書」に、「第50条第2項（同法第64条第5項）」を「第109条第3項（同法第152条第6項）」に、「第52条第2項（同法第64条第5項）」を「第126条第3項（同法第152条

第6項）に、

学校法人解散届出書	私立学校法第50条第4項（同法第64条第5項において準用する場合を含む。）	別記様式第17号
-----------	---------------------------------------	----------

に、「第50条の7（同法第64条第5項）」を「第115条（同法第152条第6項）」に、「第50条の14（同法第64条第5項）」を「第122条（同法第152条第6項）」に、「第2条第1項」を「第6条第1項」に、

に、「第2条第2項」を「第6条第2項」に改める。

別記様式第1号及び別記様式第3号中「及び誓約書」を削る。

別記様式第13号中「第64条第5項」を「第152条第6項」に、「第30条第1項」を「第23条第1項」に、「財産目録」を「財産の一覧」に、「の就任承諾書、履歴書、及び誓約書」を「及び評議員の就任承諾書及び履歴書」に、「履歴書及び誓約書」を「履歴書」に、「役員のうち、各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族が2人以上含まれていないこと」を「会計監査人を置く場合は、その就任承諾書及び登記事項証明書又は公認会計士であること」に、「監事が理事又は当該法人の職員を兼ねていないことを証する書類」を「誓約書（役員等が私立学校法に定める資格等に適合することを証する書類）」に改め、同様式別紙1中「財産目録」を「財

産目録」を「財

産の一覧」に改め、同様式別紙4中

評 議 員 （ 人）					

を

評 議 員 （ 人）					
会 計 監 査 人					

に改め、同別紙の注書中

「各理事及び評議員の」を削る。

別記様式第14号中「第64条第5項」を「第152条第6項」に、「第45条」を「第108条第3項」に、「第64条第6項」を「第152条第7項」に、「決議録」を「議事録」に、「申請時の財産目録」を「寄附申込書」に、「前年の財産目録」を「収支予算書並びにその前年の財産の一覧」に、「の就任承諾書、履歴書及び誓約書」を「及び評議員の就任承諾書及び履歴書」に、「役員のうち、各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族が2人以上含まれていないこと」を「会計監査人を置く場合は、その就任承諾書及び登記事項証明書又は公認会計士であること」に、「監事が理事又は当該法人の職員を兼ねていないことを証する書類」を「誓約書（役員等が私立学校法に定める資格等に適合することを証する書類）」に改め、同様式の注書第1項中「うち4」を「うち5の財産の一覧」に改める。

別記様式第15号中「学校法人解散^{認可}認定申請書」を「学校法人解散認可申請書」に、「第64条第5項」を「第152条第6項」に、「第50条第2項」を「第109条第3項」に、「^{認可}、^{認定}」を「認可」に、「決議録」を「議事録」に、

「財産目録及び」を「財産の一覧及び」に改め、同様式の注書第1項を削り、同注書第2項中「財産目録」を「財産の一覧」に改め、同項を同注書とする。

別記様式第16号中「第64条第5項」を「第152条第6項」に、「第52条第2項」を「第126条第3項」に、「決議録」を「議事録」に、「第55条」を「第129条」に、「財産目録及び」を「財産の一覧及び」に、「役員就任承諾書」を「役員及び評議員の就任承諾書」に、「の役員に」を「の役員及び評議員に」に、「履歴書及び誓約書」を「及び履歴書」に、「の役員のうち、各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族が2人以上含まれていないこと」を「が会計監査人を置く場合は、その就任承諾書（合併後存続する学校法人の会計監査人については、新たに就任する者に限る。）及び登記事項証明書又は公認会計士であること」に、「合併法人の監事が理事又は当該法人の職員を兼ねていないことを証する書類」を「誓約書（役員等が私立学校法に定める資格等に適合することを証する書類）」に改め、同様式の注書第2項中「財産目録」を「財産の一覧」に改め、同様式の次に次の1様式を加える。

様式第16号の2

	年 月 日
山形県知事 殿	住所 名称 理事長 氏 名
学校法人寄附行為変更届出書	
このたび、学校法人 〇〇〇の寄附行為を変更したので、私立学校法（第152条第6項において準用する）第108条第5項の規定により、届け出ます。	
添付書類	
1 変更理由書	
2 新旧対照表及び新寄附行為	
3 理事会及び評議員会の議事録の謄本	

別記様式第17号中「第64条第5項」を「第152条第6項」に、「第50条第4項」を「第109条第5項」に、「決議録」を「議事録」に改める。

別記様式第18号中「第64条第5項」を「第152条第6項」に、「第50条の7」を「第115条」に改める。

別記様式第19号中「第64条第5項」を「第152条第6項」に、「第50条の14」を「第122条」に改める。

別記様式第20号中「第2条第1項」を「第6条第1項」に改める。

別記様式第20号の2を次のとおり改める。

様式第20号の2

	年 月 日
山形県知事 殿	住所 名称 理事長 氏 名
学校法人役員等就任（退任）届出書	
このたび、学校法人 〇〇〇の代表業務執行理事・理事・監事・評議員・会計監査人が就任（退任）したので、私立学校法施行令第6条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。	
1 就任者	
住所	
氏名	
就任年月日	
2 退任者	
氏名	
退任年月日	
添付書類	
1 就任者の就任承諾書の謄本及び履歴書（新任者に限る。）	
2 誓約書（役員等が私立学校法に定める資格等に適合することを証する書類）	
3 退任者の辞任書の謄本	
4 寄附行為等所定の手続を経たことを証する書類	

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第4条の改正規定（「第26条第2項」を「第19条第2項」に改める部分を除く。）は、公布の日から施行する。

山形県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の施行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第15号

山形県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の施行に関する規則の一部を改正する規則

山形県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の施行に関する規則（昭和54年8月県規則第49号）の一部を次のように改正する。

別記様式第7号（表）を次のように改める。

様式第7号

(表)

整理番号							
狩 猟 免 許 申 請 書							
山形県知事 殿							
年 月 日							
住 所	(郵便番号 -) (電話番号 - -)						
ふりがな							県証紙貼付欄
氏 名							
生年月日	年	月	日生	性別	男 ・ 女		
下記のとおり、狩猟免許を受けたいので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第41条の規定により申請します。 記 (1) 受けようとする狩猟免許の種類及び第1種銃猟免許又は第2種銃猟免許の猟具の所持許可（免許の種類該当項目の□に✓印を付すこと。）							
<input type="checkbox"/> 網猟免許 <input type="checkbox"/> わな猟免許							
<input type="checkbox"/> 第1種銃猟免許	猟銃・空気銃所持許可証番号 及び交付年月日			第 号 年 月 日			
<input type="checkbox"/> 第2種銃猟免許							
免許の種類	狩猟免状の番号	試験の結果	適 性 試 験			知 識 試 験	技 能 試 験
			視 力	聴 力	運動能力		
網 猟 免 許	第 号						
わ な 猟 免 許	第 号						
第 1 種 銃 猟 免 許	第 号						
第 2 種 銃 猟 免 許	第 号						

別記様式第7号（裏）中「更新の」を「提出の」に、

記載上の注意事項

- 1 (1)は、狩猟免許の種類及び該当番号を○で囲むこと。
- 2 太枠欄内は、記載しないこと。

を

(5) 個人情報の提供（国が提供する捕獲情報システムでの管理）の同意	1 同意する	2 同意しない
------------------------------------	--------	---------

記載上の注意事項

- 1 太枠欄内は、記載しないこと。
- 2 (5)は、個人情報の提供の同意の有無について、該当番号を○で囲むこと。（申請者の個人情報は、狩猟に係る行政事務の事務等の効率化及び狩猟者情報の蓄積を図るため、国が提供する捕獲情報システムにて一元管理します。狩猟に係る行政事務以外の目的で申請者の個人情報を使用することはありません。）

に改める。

別記様式第8号（表）を次のように改める。

様式第8号

(表)

整理番号					
狩猟免許更新申請書					
山形県知事 殿					
年 月 日					
住 所	(郵便番号 -) (電話番号 - -)				
ふりがな					県証紙貼付欄
氏 名					
生年月日	年 月 日 生	性別	男 ・ 女		
下記のとおり、狩猟免許の更新を受けたいので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第51条第1項の規定により申請します。 記 (1) 更新を受けようとする狩猟免許の種類及び第1種銃猟免許又は第2種銃猟免許の猟具の所持許可（免許の種類該当項目の□に✓印を付すこと。）					
<input type="checkbox"/> 網猟免許 <input type="checkbox"/> わな猟免許					
<input type="checkbox"/> 第1種銃猟免許	猟銃・空気銃所持許可証番号 及び交付年月日		第 号 年 月 日		
<input type="checkbox"/> 第2種銃猟免許					
免許の種類	狩猟免状の番号	講習会	適性試験の結果		
			視力	聴力	運動能力
網猟免許	第 号				
わな猟免許	第 号				
第1種銃猟免許	第 号				
第2種銃猟免許	第 号				

別記様式第8号（裏）中「更新しようとする狩猟免許（該当する免許の□に \surd 印を付すこと。）」を「現に有効な狩猟免許の種類、狩猟免許を交付した都道府県知事名、狩猟免状の番号及び交付年月日（免許の種類欄の該当項

目の□に \surd 印を付すこと。）」に、

<input type="checkbox"/>	網猟免許
<input type="checkbox"/>	わな猟免許
<input type="checkbox"/>	第1種銃猟免許
<input type="checkbox"/>	第2種銃猟免許

を

<input type="checkbox"/>	網猟免許
<input type="checkbox"/>	わな猟免許
<input type="checkbox"/>	第1種銃猟免許
<input type="checkbox"/>	第2種銃猟免許

に、

記載上の注意事項

- 1 (1)は、狩猟免許の種類及び該当番号を○で囲むこと。
- 2 太枠欄内は、記載しないこと。
- 3 (4)において、適性の確認がなされている場合は、認定鳥獣捕獲等事業者が当該従事者について、狩猟について必要な適性を有することの確認をした旨を別記様式第8号の2に記載し添付すること。

を

(5) 個人情報の提供（国が提供する捕獲情報システムでの管理）の同意

1 同意する 2 同意しない

記載上の注意事項

- 1 太枠欄内は、記載しないこと。
- 2 (3)は、現に有効で有効期間が異なる狩猟免許を複数保有している者で、その有効期間が最も早く満了する狩猟免許の更新に併せて、現に有効な他の狩猟免許の更新をする場合に記載すること。
- 3 (4)において、適性の確認がなされている場合は、認定鳥獣捕獲等事業者が当該従事者について、狩猟について必要な適性を有することの確認をした旨を別記様式第8号の2に記載し添付すること。
- 4 (5)は、個人情報の提供の同意の有無について、該当番号を○で囲むこと。（申請者の個人情報は、狩猟に係る行政事務の効率化及び狩猟者情報の蓄積を図るため、国が提供する捕獲情報システムにて一元管理します。狩猟に係る行政事務以外の目的で申請者の個人情報を使用することはありません。）

に改め、同

様式（裏）の注書を削る。

別記様式第9号（表）を次のように改める。

様式第9号

(表)

整理番号		登録番号			
		狩猟免許			
		損害の賠償			
		放鳥獣猟区の区域の登録の有無			
		施行規則第65条第1項第7号、第8号 又は第9号の該当者であるか否かの別	第7号・第8号・第9号・否		
		対象鳥獣捕獲員であるか否かの別	捕獲員・否		
狩猟者登録申請書					
山形県知事 殿					
年 月 日					
住所	(郵便番号 -) (電話番号 - -)				
ふりがな					県証紙貼付欄
氏名					
生年月日	年 月 日生	性別	男・女		
<p>下記のとおり、狩猟者登録を受けたいので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第56条（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律第9条第6項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>(1) 受けようとする狩猟者登録の種類（□に\searrow印を付すこと。）、使用する猟具の種類（番号を○で囲むこと。）、免許を与えた都道府県知事名、交付年月日及び狩猟免許の番号（記載すること。）並びに所持する免許の種類（□に\searrow印を付すこと。第2種銃猟免許に係る登録の場合に限る。）</p> <p>なお、第1種銃猟免許を受けた者が空気銃のみを使用する場合は、第2種銃猟免許に係る登録を申請すること（「第2種銃猟免許に係る登録」の□に\searrow印を付すこと。）。</p>					
納税済印欄					
狩猟者登録の種類	猟具の種類	都道府県知事名	交付年月日	狩猟免許の番号	
<input type="checkbox"/> 網猟免許に係る登録	1 網	知事	年 月 日	第 号	
<input type="checkbox"/> わな猟免許に係る登録	2 わな	知事	年 月 日	第 号	
<input type="checkbox"/> 第1種銃猟免許に係る登録	3 ライフル銃 4 散弾銃 5 空気銃 (圧縮ガスを使用するものを含む)	知事	年 月 日	第 号	
<input type="checkbox"/> 第2種銃猟免許に係る登録	6 空気銃 (圧縮ガスを使用するものを含む)	所持する免許の種類	<input type="checkbox"/> 第1種銃猟免許	<input type="checkbox"/> 第2種銃猟免許	
		知事	年 月 日	第 号	

別記様式第9号（裏）中「場所」を「場所（該当番号を○で囲むこと。）」に、「付す」を「付すこと」に、「記載する。」を「記載すること。」に、

猟銃・空気銃 所持許可証番号	第 号	交 付 年 月 日	年 月 日

を

猟銃・空気銃 所持許可証 番 号	第 号	交 付 年 月 日	年 月 日
------------------------	-----	--------------	-------

に、

11 保安職業従事者 12 サービス職業従事者 13 分類不能の職業
14 無 職
記載上の注意事項
1 狩猟者登録を受けようとする狩猟免許の種類ごとに申請書を提出すること。
2 (1)及び(2)は、該当番号を○で囲むこと。
3 (8)は、職業を具体的に記載し、さらに職業分類の該当番号を○で囲むこと。
4 太枠欄内は、記載しないこと。

を

11 保安職業従事者 12 サービス職業従事者 13 分類不能の職業 14 無 職	
(9) 個人情報の提供（国が提供する捕獲情報システムでの管理）の同意	1 同意する 2 同意しない
記載上の注意事項	
1 太枠欄内は、記載しないこと。	
2 狩猟者登録を受けようとする狩猟免許の種類ごとに申請書を提出すること。	
3 (8)は、職業を具体的に記載し、さらに職業分類の該当番号を○で囲むこと。	
4 (9)は、個人情報の提供の同意の有無について、該当番号を○で囲むこと。（申請者の個人情報は、狩猟に係る行政事務の効率化及び狩猟者情報の蓄積を図るため、国が提供する捕獲情報システムにて一元管理します。狩猟に係る行政事務以外の目的で申請者の個人情報を使用することはありません。）	

に改める。

別記様式第10号を次のように改める。

様式第10号

(表)

		登 録 番 号			
		狩 猟 免 許			
		損 害 の 賠 償			
		放鳥獣猟区の区域の登録の有無			
整理番号		施行規則第65条第1項第7号、第8号 又は第9号の該当者であるか否かの別	第7号・第8号・第9号・否		
		対象鳥獣捕獲員であるか否かの別	捕獲員・否		
変 更 登 録 申 請 書					
山形県知事 殿					
年 月 日					
住 所	(郵便番号 -) (電話番号 - -)				
ふりがな			県証紙貼付欄		
氏 名					
職 業					
生 年 月 日	年 月 日 生	性別			男 ・ 女
変更しようとする 狩猟者登録証の番号	第 号				
変更しようとする 狩猟者登録証の交付年月日	年 月 日				
<p>下記のとおり、変更登録を受けたいので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第61条第2項の規定により申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>(1) 変更登録を受けようとする狩猟者登録の種類（□に\surd印を付すこと。）、使用する猟具の種類（番号を○で囲むこと。）、免許を与えた都道府県知事名、交付年月日及び狩猟免状の番号（記載すること。）並びに所持する免許の種類（□に\surd印を付すこと。第2種銃猟免許に係る登録の場合に限る。） なお、第1種銃猟免許を受けた者が空気銃のみを使用する場合は、第2種銃猟免許に係る登録を申請すること（「第2種銃猟免許に係る登録」の□に\surd印を付すこと。）。</p>					
納税済印欄					
狩猟者登録の種類	猟具の種類	都道府県知事名	交付年月日	狩猟免状の番号	
<input type="checkbox"/> 網猟免許に係る登録	1 網	知事	年 月 日	第 号	
<input type="checkbox"/> わな猟免許に係る登録	2 わな	知事	年 月 日	第 号	
<input type="checkbox"/> 第1種銃猟免許に係る登録	3 ライフル銃 4 散弾銃 5 空気銃 (圧縮ガスを使用するものを含む)	知事	年 月 日	第 号	
<input type="checkbox"/> 第2種銃猟免許に係る登録	6 空気銃 (圧縮ガスを使用するものを含む)	所持する免許の種類	<input type="checkbox"/> 第1種銃猟免許	<input type="checkbox"/> 第2種銃猟免許	
		知事	年 月 日	第 号	

(裏)

(2) 狩猟をしようとする場所（該当番号を○で囲むこと。）

1 山形県の区域全部

2 放鳥獣猟区の区域

(3) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第65条第1項第7号、第8号又は第9号の該当者であるか否かの別（該当する□に☑印を付すこと。）

第7号（許可捕獲等をした者）に該当 第8号（許可捕獲等に従事した者）に該当
第9号（認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者）に該当 いずれにも該当しない

(4) 対象鳥獣捕獲員であるか否かの別（対象鳥獣捕獲員である場合は□に☑印を付し、かつ、対象鳥獣捕獲員として所属している市町村の名称を記載すること。）

対象鳥獣捕獲員

対象鳥獣捕獲員でない

対象鳥獣捕獲員として所属する市町村名

()

(5) 免許の効力の停止の有無

（有無のいずれかを○で囲み、かつ、有の場合には、その停止の期間を記載すること。）

免許の効力の
停止の有無

有・無

停止の期間

年 月 日から

年 月 日まで

(6) 猟銃・空気銃所持許可証番号及び交付年月日（第1種銃猟免許又は第2種銃猟免許の場合）

第1種 銃猟免許	ライフル銃	猟銃・空気銃 所持許可証 番号	第	号	交 付 年 月 日	年 月 日
	散 弾 銃					
空 気 銃 (圧縮ガスを使用 するものを含む)						
第2種 銃猟免許	空 気 銃 (圧縮ガスを使用 するものを含む)					

記載上の注意事項

1 太枠欄内は、記載しないこと。

2 変更登録を受けようとする狩猟免許の種類ごとに申請書を提出すること。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

山形県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第16号

山形県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

山形県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成26年10月県規則第57号）の一部を次のように改正する。

附則第4項中「10年間」を「12年間」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

山形県医療法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第17号

山形県医療法施行細則の一部を改正する規則

山形県医療法施行細則（昭和41年10月県規則第73号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号の2第8項の表、別記様式第1号の3第3項の表、別記様式第4号第9項の表及び別記様式第5

号第8項の表中

栄 養 士

を

栄管 養理 士栄 又養 は士

に改める。

別記様式第18号第5項の表中

	定格管電圧125キロボルト以下の口内法撮影用 （エックス線管焦点から1メートルの距離）	ミリグレイ/時	を	
	定格管電圧 125キロボルト以下の口 内法撮影用	手持ち撮影を意図しない装置 （エックス線管焦点から1メー トルの距離）	ミリグレイ/時	に、
		手持ち撮影を意図する装置（装 置表面）	ミリグレイ/時	
	受像面を超えないよう照射野を絞る装置	有 ・ 無	を	
	公称管電圧70キロボルトで0.25ミリメートル鉛当量以上の取 り外しのできない後方散乱エックス線シールド構造（手持ち 撮影を意図する口内法撮影用装置に限る。）	有 ・ 無	に改	
	受像面を超えないよう照射野を絞る装置	有 ・ 無		

める。

別記様式第26号の2の注書第2項中「○災害医療」を「○災害医療 ○新興感染症発生・まん延時における医療」に改める。

別記様式第31号の備考第3号中「又は介護老人保健施設」を「、介護老人保健施設又は介護医療院」に改め、同備考第4号イ及び第5号イ中「(3)のハ」を「(3)のニ」に改める。

別記様式第32号の備考第7号ニを削り、同号を同備考第9号とし、同備考中第6号を第8号とし、同号の前に次の1号を加える。

(7) 法第51条第2項の医療法人にあつては、公認会計士又は監査法人の監査報告書
別記様式第32号の備考中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 関係事業者との取引の状況に関する報告書（法第51条第1項に規定する関係事業者との取引がある場合に
限る。）

別記様式第32号の備考に次の1号を加える。

(10) 法第51条第2項の医療法人（社会医療法人債を発行した医療法人を除く。）にあつては、純資産変動計
算書及び附属明細表

別記様式第38号の備考に次の2号を加える。

(3) 新たに就任した理事長の医師（歯科医師）免許証の写し

(4) 任期途中で辞任した役員の辞任届

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別記様式第18号の改正規定は、令和7年4月1日から施行する。

山形県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第18号

山形県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

山形県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則（平成30年3月県規則第12号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

10 医療法施行規則の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第63号）附則第2条第1項の規定は、第5条第3項第3号及び第39条第5項第3号において医療法施行規則第30条の規定を準用する場合について準用する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

山形県身体障害者福祉法の施行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第19号

山形県身体障害者福祉法の施行に関する規則の一部を改正する規則

山形県身体障害者福祉法の施行に関する規則（昭和62年3月県規則第25号）の一部を次のように改正する。別記様式第1号の3中「所属診療科」を「申請する障害診断科目に関係のある所属診療科」に改める。

「2 平衡機能障害の状態及び所見

別記様式第2号(2)中

を

3 音声・言語機能障害の状態及び所見

「2 平衡機能障害の状態及び所見

3 音声・言語機能障害の状態及び所見

(1) 発声の状況

に改め

(2) 意思疎通の状況（該当する□に✓印を記入すること。）

□ 家庭において、家族又は肉親との会話の用をなさない。（日常会話は誰が聞いても理解不能）

□ 家族又は肉親との会話は可能であるが、家庭周辺において他人にはほとんど用をなさない。」

る。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

建築士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第20号

建築士法施行細則の一部を改正する規則

建築士法施行細則（昭和25年12月県規則第131号）の一部を次のように改正する。

第6条第2号中「、生年月日及び性別」を削る。

別記様式第3号中

免許登録事項	登録番号	第	号	登録年月日	年	月	日
	ふりがな氏名						
	生年月日	年	月	日	性別		
変更事項	ふりがな氏名						
	生年月日	年	月	日	性別		

を

免許登録事項	登録番号	第	号	登録年月日	年	月	日
	ふりがな氏名						
変更事項	ふりがな氏名						

に改める。

別記様式第3号の2中

免許登録事項	登録番号	第	号	登録年月日	年	月	日
	ふりがな氏名						
	生年月日	年	月	日	性別		
変更事項	ふりがな氏名						
	生年月日	年	月	日	性別		

を

写 真
縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルの写真の裏面に氏名及び撮影年月日を記入して貼付してください。貼付した写真は免許証（免許証明書）に転写されます。

免許登録事項	登録番号	第	号	登録年月日	年	月	日
	ふりがな氏名						
変更事項	ふりがな氏名						

に改める。

写 真
縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルの写真の裏面に氏名及び撮影年月日を記入して貼付してください。貼付した写真は免許証（免許証明書）に転写されます。

別記様式第5号中「㊸」を削る。

附 則

- この規則は、令和7年4月1日から施行する。
- 改正前の別記様式第3号、別記様式第3号の2及び別記様式第5号の規定による用紙でこの規則の施行の際現に残存するものは、当分の間使用することができる。

山形県証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第21号

山形県証紙条例施行規則の一部を改正する規則

山形県証紙条例施行規則（昭和39年4月県規則第34号）の一部を次のように改正する。

別表第1第2項第2号中「、第458号」を「及び第458号」に改め、「及び第459号（当該通知を行つた場合の保管場所標章の交付に係るものに限る。）」を削る。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

山形県物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第22号

山形県物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則の一部を改正する規則

山形県物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則（平成7年12月県規則第95号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「（一連の調達契約のうち最初の契約以外の契約に係る一般競争入札（最初の契約に係る入札の公告において、最初の契約以外の契約に係る入札の公告を当該契約に係る入札期日の前日から起算して少なくとも24日前に行う旨を示した場合における最初の契約以外の契約に係る一般競争入札に限る。）については、24日前）」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

山形県訓令第1号

庁 中
出 先 機 関

山形県職員日額旅費支給規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年3月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県職員日額旅費支給規程の一部を改正する訓令

山形県職員日額旅費支給規程（昭和33年5月県訓令第15号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号イ中「5,250円」を「5,290円」に改め、同号ロ中「5,640円」を「5,670円」に改め、同号ハ中「5,470円」を「5,600円」に改め、同条第2号ハ中「1,560円」を「1,690円」に改め、同号ニ中「1,570円」を「1,700円」に改め、同条第3号中「8,830円」を「9,600円」に改める。

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

山形県訓令第2号

庁 中
出 先 機 関

山形県職員研修規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年3月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県職員研修規程の一部を改正する訓令

山形県職員研修規程（平成元年4月県訓令第17号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項の表に次のように加える。

キャリアサポート研修	58歳に達する日後の最初の4月1日から59歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある職員
会計年度任用職員研修	地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員その他育成センター所長が定める職員

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

山形県訓令第3号

健康福祉部
保健所

山形県医療法施行手続の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年3月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県医療法施行手続の一部を改正する訓令

山形県医療法施行手続（昭和62年3月県訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第32条第1項」を「第33条の25第1項」に改める。

別記様式第2号1号紙（表）中 「栄 養 士」 を 「栄養士又は
管理栄養士」 に改める。

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

告 示

山形県告示第219号

私立学校振興助成法施行規則（令和6年文部科学省令第29号）第2条第4号の規定に基づき、知事を所轄庁とする学校法人に係る同号に掲げる所轄庁が定める書類を次のとおり定め、令和7年4月1日から施行し、令和7年度に係る書類の提出から適用する。

平成28年3月県告示第197号（私立学校振興助成法に基づく監査事項の指定）は、令和6年度の監査報告書を限りとして廃止する。

令和7年3月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

知事を所轄庁とする学校法人に係る私立学校振興助成法施行規則第2条第4号に掲げる所轄庁が定める書類は、人件費支出内訳表が同令第5条の定めるところにより作成されているかどうかに関する公認会計士（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第16条の2第5項に規定する外国人公認会計士を含む。）又は監査法人の監査報告とする。

山形県告示第220号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院である。

令和7年3月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

名 称	所 在 地	認 定 期 間
西川町立病院	西村山郡西川町大字海味581番地	令和7年4月1日から 令和10年3月31日まで

山形県立中央病院	山形市大字青柳1800番地	令和7年4月28日から 令和10年4月27日まで
----------	---------------	-----------------------------

山形県告示第221号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

令和7年3月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	指定年月日
桜井歯科医院	南陽市三間通139番地の5	令和 5. 5. 1
みみ・はな・のど 芳賀タウンクリニック	天童市芳賀タウン南六丁目1番45号	令和 6. 5. 1
オハナ・デンタルクリニック	東田川郡庄内町余目字猿田88番13号	同 11. 1
いなげ内科呼吸器内科医院	東置賜郡川西町大字西大塚1401番地1	同 12. 1
しぶや歯科医院	東村山郡中山町あおば14番地4	同
アイン薬局米沢店	米沢市相生町6番36号 1階	同
みみはなのど さいとうクリニック	米沢市東三丁目4番36号	令和 7. 1. 1
松田歯科医院	村山市楯岡新高田9番7号	同

山形県告示第222号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和7年3月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	廃止年月日
福田歯科クリニック ハッピーケア	天童市老野森三丁目21番29号	令和 3. 2. 15
桜井歯科医院	南陽市三間通139番地の5	令和 5. 4. 30
いなげ内科呼吸器内科医院	東置賜郡川西町大字西小松1401番地1	令和 6. 11. 30
しぶや歯科医院	東村山郡中山町あおば14番4号	同
アイン薬局米沢店	米沢市福田町二丁目1番54号	同

早 川 小 児 科 医 院	米沢市成島町一丁目 5 番16号	同 12. 28
松 田 歯 科 医 院	村山市楯岡新高田 9 番 7 号	同 12. 31
ほ の ぼ の 調 剤 薬 局	東村山郡山辺町大字大塚字近江822番地 1	令和 7. 1. 24

山形県告示第223号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、次の指定医療機関は、その指定を辞退した。

令和7年3月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指 定 医 療 機 関 の 名 称	指 定 医 療 機 関 の 所 在 地	辞 退 の 効 力 発 生 年 月 日
寿 屋 薬 局	最上郡大蔵村大字清水2252	令和 6. 12. 31

山形県告示第224号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和7年3月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 届出をした指定介護機関の名称及び所在地

万世園指定居宅介護支援事業所
米沢市万世町牛森4172番地 5

- (2) 変更の内容

指 定 介 護 機 関 の 所 在 地		変 更 年 月 日
変 更 前	変 更 後	
米沢市万世町梓山5496番地12	米沢市万世町牛森4172番地 5	令和 4. 11. 1

- 2 (1) 届出をした指定介護機関の名称及び所在地

万世園デイサービスセンター
米沢市万世町牛森4172番地 5

- (2) 変更の内容

指 定 介 護 機 関 の 所 在 地		変 更 年 月 日
変 更 前	変 更 後	
米沢市万世町梓山5496番地12	米沢市万世町牛森4172番地 5	令和 4. 11. 1

- 3 (1) 届出をした指定介護機関の名称及び所在地
 万世園ショートステイ
 米沢市万世町牛森4172番地 5
 (2) 変更の内容

指定介護機関の所在地		変更年月日
変 更 前	変 更 後	
米沢市万世町梓山5496番地12	米沢市万世町牛森4172番地 5	令和 4. 11. 1

- 4 (1) 届出をした指定介護機関の名称及び所在地
 特別養護老人ホーム万世園
 米沢市万世町牛森4172番地 5
 (2) 変更の内容

指定介護機関の所在地		変更年月日
変 更 前	変 更 後	
米沢市万世町梓山5496番地12	米沢市万世町牛森4172番地 5	令和 4. 11. 1

山形県告示第225号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和7年3月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護機関の名称	施設又は実施する事業の種類	指定介護機関の所在地	廃止年月日
飯豊町訪問看護ステーション	居 宅 介 護 支 援	西置賜郡飯豊町大字椿3654番 1	平成21. 11. 30

山形県告示第226号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和7年3月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護機関の名称	施設又は実施する事業の種類	指定介護機関の所在地	廃止年月日
おしどり薬局仲谷地店	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	寒河江市仲谷地二丁目3番地の5	令和 6. 9. 30

株式会社コスモス薬局新町店	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導	村山市楯岡新町二丁目8番21号	同
株式会社コスモス薬局河北病院前店	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導	西村山郡河北町谷地字月山堂375	同
りんどう薬局	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導	東村山郡山辺町山辺1115番地6	同 10.21
J A鶴岡ショートステイ愛あい館	短期入所生活介護 介護予防短期入所 生活介護	鶴岡市大山字中道92番2号	同
長十歯科医院	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導	東置賜郡川西町大字上小松1517番地2	同 11.8
ゆのはま薬局	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導	鶴岡市下川字七窪2番地1202	令和7.1.20
つどいの家亀ヶ崎	認知症対応型通所 介護 介護予防認知症対 応型通所介護	酒田市亀ヶ崎四丁目1番地の14	同 2.28
ウエルシア薬局酒田ゆたか店	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導	酒田市ゆたか一丁目15番地20	同 3.1
多機能「よつばの里」	小規模多機能型居 宅介護 介護予防小規模多 機能型居宅介護	鶴岡市本町三丁目1番11号	同 3.31
居宅介護支援センター愛寿園	居 宅 介 護 支 援	鶴岡市湯温海字湯之尻521番地の12	同

山形県告示第227号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定施術機関を次のとおり指定した。

令和7年3月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定施術機関の氏名	施 術 所 の 名 称	施 術 所 の 所 在 地	指 定 年 月 日
今 野 達 貴	訪問鍼灸按摩 アット ウォーミー福島	福島県福島市笹谷中條17番3号	令和7.1.17

山形県告示第228号

コイヘルペスウイルス病のまん延防止のためのコイの持出しの禁止及び放流等の制限（令和7年3月県内水面漁場管理委員会指示第2号）1の(1)によりコイの持出しを禁止する水域の範囲を次のとおり定める。

令和7年3月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 次に掲げる水域を除く天童豊栄床固めから上流の最上川並びにその支流及び当該支流に合流する小支流
 - (1) 水窪ダムから上流の刈安川、前ヶ沢川及び矢沢川並びにそれらの支流及び当該支流に合流する小支流
 - (2) 東置賜郡川西町大字上小松地内の蓬田頭首工から上流の犬川並びにその支流及び当該支流に合流する小支流
- 2 米沢市内の松が岬公園の堀
- 3 鍛冶川及び鍛冶川との合流点から下流の地藏川
- 4 横堀排水路、沼尻排水路及び白竜湖
- 5 東根市内の大木沢沼、堂ノ前沼、龍興寺沼及び光専寺沼
- 6 東根市内の大木沢沼から取水する用水路及びそれに接続する全ての用水路
- 7 最上川との合流点から蟬田川との合流点までの大旦川及び大沢川
- 8 村山東根土地改良区の第一号幹線排水路、第二号幹線排水路及び第三号幹線排水路
- 9 東根市大字長瀬地内の二の堀
- 10 新井田川並びにその支流及び当該支流に合流する小支流並びに豊川
- 11 鶴岡市熊出地内の赤川頭首工から下流の赤川並びにその支流及び当該支流に合流する小支流

山形県告示第229号

舟形町土地改良区から土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により申請のあった土地改良事業計画の変更について、同条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により令和7年3月19日その申請を適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和7年3月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
土地改良事業（維持管理）変更計画書の写し
- 2 縦覧に供する場所
新庄市役所、舟形町役場及び大蔵村役場
- 3 縦覧に供する期間
令和7年4月3日から同年5月2日まで
- 4 その他
この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

山形県告示第230号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積等促進計画を次のとおり認可した。

令和7年3月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 農用地利用集積等促進計画の概要

賃借権の設定等を受ける土地の所在する市町村	賃借権の設定等を受ける者の数	賃借権の設定等を受ける土地
寒河江市	5者	寒河江市大字西根字江前41番ほか25筆
河北町	11者	西村山郡河北町谷地字月山堂1460番ほか52筆

大 江 町	5 者	西村山郡大江町大字小見字原1059番ほか46筆
村 山 市	6 者	村山市大字河島字八反233番5ほか12筆
新 庄 市	4 者	新庄市大字泉田字大沢37番1ほか7筆
最 上 町	2 者	最上郡最上町大字大堀字上野653番ほか15筆
南 陽 市	5 者	南陽市羽付字扇田921番2ほか31筆
川 西 町	1 者	東置賜郡川西町大字時田字他屋925番1ほか1筆
白 鷹 町	2 者	西置賜郡白鷹町大字高玉字石田1002番1ほか13筆
遊 佐 町	1 者	飽海郡遊佐町庄泉字上中谷地219番

- 2 認可年月日
令和7年3月13日

山形県告示第231号

山形県源流の森条例（平成9年7月県条例第54号）第4条第2項の規定により、山形県源流の森の利用日及び利用時間を次のとおり承認した。

令和7年3月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 利用日及び利用時間

施 設 名	利 用 日	利 用 時 間
源流の森センター 丸太とロープの冒険コース アトリエ 源流の森ロッジ	4月29日から5月5日までの日	午前9時から午後4時30分まで
	5月6日から7月19日までの日 （月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）であるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）を除く。）	午前9時から午後4時30分まで
	7月20日から8月20日までの日	午前9時から午後5時まで
	8月21日から11月30日までの日 （月曜日（その日が休日であるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）を除く。）	午前9時から午後4時30分まで

- 2 適用期間
令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

山形県告示第232号

山形県源流の森条例（平成9年7月県条例第54号）第6条第2項の規定により、山形県源流の森の利用料金を次のとおり承認した。

令和7年3月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 利用料金

施 設 名	区 分	利 用 料 金	
		個 人	団 体
丸太とロープの冒険コース	児童生徒が使用する場合	500円	1人につき 250円
	上記以外の場合	1,000円	1人につき 500円
アトリエ	児童生徒が使用する場合	100円	1人につき 50円
	上記以外の場合	400円	1人につき 200円

- 備考 1 この表において「団体」とは、20人以上をいう。
 2 この表において「児童生徒」とは、義務教育を受けている者又はこれに準ずる者をいう。
 3 指定管理者が主催する行事に参加する場合における利用料金は、無料とする。

2 適用期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

山形県告示第233号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において令和7年3月28日から同年4月11日まで縦覧に供する。

令和7年3月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
 2 路 線 名 天童大江線
 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
天童市交り江四丁目1番10から 同 大字小関字堅田前1662番まで	旧	23.1メートル } 10.9	474メートル
天童市交り江四丁目1番10から 同 大字小関字堅田前1232番2まで	新	51.9メートル } 30.0	同 上

山形県告示第234号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において令和7年3月28日から同年4月11日まで縦覧に供する。

令和7年3月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 一般国道
 2 路 線 名 287号
 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
西村山郡朝日町大字宮宿字五反田2075番5から 同 2075番4まで	旧	20.0メートル } 19.4	3メートル
西村山郡朝日町大字宮宿字五反田2134番2から 同 2134番1まで	新	18.5メートル } 18.5	同 上

山形県告示第235号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において令和7年3月28日から同年4月11日まで縦覧に供する。

令和7年3月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 天童大江線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
寒河江市大字松川字雨池6番4から 同 大字谷沢字平野山1755番799まで	旧	55.9メートル } 10.4	34メートル
寒河江市大字松川字雨池6番4から 同 大字谷沢字平野山1755番131まで	新	68.3メートル } 10.8	同 上

山形県告示第236号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において令和7年3月28日から同年4月11日まで縦覧に供する。

令和7年3月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 宮宿浮島線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
西村山郡朝日町大字大沼字荒沢口708番1から 同 川前87番まで	旧	20.2メートル } 7.5	39メートル
同 上	新	31.4メートル } 11.9	同 上

山形県告示第237号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において令和7年3月28日から同年4月11日まで縦覧に供する。

令和7年3月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 白滝宮宿線

3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
西村山郡朝日町大字太郎字道陸1956番22から 同 石田淵1520番4まで	旧	72.7メートル ） 10.2	683メートル
同 上	新	90.4メートル ） 10.2	同 上

山形県告示第238号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において令和7年3月28日から同年4月11日まで縦覧に供する。

令和7年3月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 天童大江線
- 2 供用開始の区間 寒河江市大字松川字雨池6番4から
同 谷沢字平野山1755番131まで
- 3 供用開始の期日 令和7年3月28日

山形県告示第239号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において令和7年3月28日から同年4月11日まで縦覧に供する。

令和7年3月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 宮宿浮島線
- 2 供用開始の区間 西村山郡朝日町大字大沼字荒沢口708番1から
同 川前87番まで
- 3 供用開始の期日 令和7年3月28日

山形県告示第240号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において令和7年3月28日から同年4月11日まで縦覧に供する。

令和7年3月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 白滝宮宿線
- 2 供用開始の区間 西村山郡朝日町大字太郎字道陸1956番22から
同 石田淵1520番4まで
- 3 供用開始の期日 令和7年3月28日

山形県告示第241号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において令和7年3月28日から同年4月11日まで縦覧に供する。

令和7年3月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路 線 名 113号

3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
東置賜郡高島町大字深沼字舟入1626番3地先から 同 蒲原2130番1まで	旧	49.5メートル } 12.0	535メートル
同 上	新	49.5メートル } 16.5	同 上

山形県告示第242号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において令和7年3月28日から同年4月11日まで縦覧に供する。

令和7年3月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 113号
- 2 供用開始の区間 東置賜郡高島町大字深沼字舟入1626番3地先から
同 蒲原2130番1まで
- 3 供用開始の期日 令和7年3月28日

山形県告示第243号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省北陸地方整備局羽越河川国道事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和7年3月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域
横川ダム（西置賜郡小国町の一部）
- 2 公共測量を実施した期間
令和6年9月24日から令和7年2月28日まで
- 3 作業の種類
公共測量（航空レーザ測量）

山形県告示第244号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和7年3月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域
酒田市、鶴岡市の一部
- 2 公共測量を実施した期間
令和6年9月24日から令和7年3月7日まで
- 3 作業の種類
公共測量（航空レーザ測量）

山形県告示第245号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、米沢市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和7年3月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域

米沢市内（鍛冶町、春日一丁目、春日二丁目、春日三丁目、金池二丁目、金池四丁目、金池五丁目、桜木町、城北二丁目、中央四丁目、中央五丁目、中央七丁目地内）

2 公共測量を実施した期間

令和6年10月28日から令和7年1月31日まで

3 作業の種類

公共測量（2級水準測量）

山形県告示第246号

山形県測量業者登録簿閲覧の場所及び閲覧規則の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年3月28日

山形県知事 吉村美栄子

山形県測量業者登録簿閲覧の場所及び閲覧規則の一部を改正する規程

山形県測量業者登録簿閲覧の場所及び閲覧規則（昭和37年2月県告示第117号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第28条第1項」を「第9条第1項」に改める。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

山形県告示第247号

平成19年3月県告示第304号（山形県港湾施設の概要）の一部を次のように改正し、令和7年4月1日から施行する。

なお、関係図面は、県土整備部空港港湾課及び山形県港湾事務所において縦覧に供する。

令和7年3月28日

山形県知事 吉村美栄子

1 酒田港(1)第1酒田プレジャーボートスポット及び第2酒田プレジャーボートスポット以外の港湾施設の項の

表水域施設Aの項中 「21,474」を「21,975」に、

「6,260」を「3,470」に、

水産第2岸壁（-5.5m） 泊地	-32	34,600		
---------------------	-----	--------	--	--

を

「水産（-5.5m）泊地」に改め、同表外郭施設Bの項中

南防波堤	-4	992.96		
袖岡船だまり防波堤	-5	414		

を

「南防波堤」に、

「1,331.58」を「1,457.39」に、

袖岡ふ頭岸壁取付護岸	-20	52		
袖岡船だまり-3.0m物 揚場取付護岸	-21	18.5		

を

「袖岡ふ頭岸壁取付護岸」に、

高砂ふ頭締切護岸	-49	65.4		
----------	-----	------	--	--

を

高砂ふ頭縮切護岸	-49	65.4	
外周護岸	-50	1,025	
袖岡船だまり-3.0m物揚場取付護岸	-51	42	

に改め、同表係留施設

Cの項中「

水産第1岸壁	-10	140
--------	-----	-----

」を

水産第1岸壁（-4.5m）	-10	70
---------------	-----	----

に、

高砂第1号岸壁	-25	152	-13.0
---------	-----	-----	-------

を

高砂第1号岸壁	-25	152	-13.0
水産第1岸壁（-5.5m）	-26	70	-5.5

に、

「368」を「758.5」に改め、同表廃棄物処理施設Kの項中

廃棄物埋立護岸	外周護岸	K-1 -1	1,025メートル	
廃油処理施設	山形県酒田港廃油処理施設	5-1	5立方メートル	1基 1日あたり5立方メートル

を

廃油処理施設	山形県酒田港廃油処理施設	K-5 -1	5立方メートル	1基 1日あたり5立方メートル
--------	--------------	-----------	---------	--------------------

に改める。

山形県告示第248号

山形県証紙条例施行規則（昭和39年4月県規則第34号）第15条第1項の規定により、証紙の売りさばき所の変更を次のとおり承認した。

令和7年3月28日

山形県知事 吉村美栄子

売りさばき人の名称 及び代表者氏名	売りさばき所の所在地		承認年月日
	変更前	変更後	
酒田地区食品衛生協会 会長 菅井 儀一	東田川郡三川町大字横山字袖東 19番1	同 左	令和7.2.26
	酒田市大字浜中字八窪1番13号		

山形県告示第249号

昭和39年8月県告示第707号（山形県財務規則の規定による建設工事請負契約約款、物件売払契約約款及び物件購入契約約款）の一部を次のように改正し、令和7年4月1日から施行する。

令和7年3月28日

山形県知事 吉村美栄子

第3 物件購入契約約款の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「行なう」を「行う」に、「場合は」を「場合において」に、「が立ち会わなければならない」を「は、発注者から立会いを求められたときは、これに応じなければならない」に改める。

第11条第1項中「行なう」を「行う」に改める。

第12条第1項中「補修」を「修補」に改める。

第4 印刷物製造請負契約約款の一部を次のように改正する。

第11条第2項中「場合は」を「場合において」に、「が立ち会わなければならない」を「は、発注者から立会いを求められたときは、これに応じなければならない」に改める。

第15条第1項中「補修」を「修補」に改める。

教育委員会関係

規 則

山形県教育職員免許状再授与審査会規則をここに公布する。

令和7年3月28日

山形県教育委員会

教育長 高橋 広 樹

山形県教育委員会規則第3号

山形県教育職員免許状再授与審査会規則

（趣旨）

第1条 この規則は、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律施行規則（令和4年文部科学省令第5号。以下「省令」という。）第6条の規定に基づき、山形県教育職員免許状再授与審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条 審査会は、5人以内の委員をもって組織する。

（委員）

第3条 委員は、省令第3条第1項に規定する児童生徒性暴力等に関する学識経験を有する者として、医療、心理、福祉又は法律に関する専門的な知識及び経験を有する者その他教育委員会が適当と認める者のうちから教育委員会が任命する。

2 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（会議）

第4条 審査会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

3 議事について利害関係を有する委員は、当該議事に参加することができない。

4 審査会の会議は、非公開で行うものとする。

（庶務）

第5条 審査会の庶務は、教育局教職員課において処理する。

（会長への委任）

第6条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月28日

山形県教育委員会

教育長 高橋 広 樹

山形県教育委員会規則第4号

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則

教育職員免許状に関する規則（昭和30年4月県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項の表に次のように加える。

<p>12 特定免許状失効者等に係る免許状の再授与の出願</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・免許法第16条の2 ・教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和3年法律第57号）第22条第1項 	<ol style="list-style-type: none"> 1 教育職員免許状授与願 2 学校又は教育機関の卒業又は修了証明書 3 有することを必要とする免許証とその写し（必要ある者に限る。） 4 学力に関する証明書 5 履歴書 6 実務に関する証明書 7 戸籍抄本 8 小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則第4条第1項の介護等の体験に関する証明書（必要ある者に限る。） 9 免許状失効の原因となった児童生徒性暴力等の事実関係に関する自己申告書 10 特定免許状失効者等となった後の再授与審査の申請歴に関する自己申告書 11 改しゅんの情が顕著であり、再び児童生徒性暴力等を行わないことの高度の蓋然性を証明し得る書類
----------------------------------	--	---

第12条第1項の表高等学校教諭の項適用条項の欄中「第38項及び第39項」を「第35項及び第36項」に改める。
別記様式第1号中「第2条第4項」を「第2条第5項」に改める。

別記様式第3号中

教科

 を

教科又は特別支援教育領域

 に改める。

別記様式第5号中「第2条第4項」を「第2条第5項」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、所要の措置を講じた上で当分の間使用することができる。

教育機関の組織及び運営に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月28日

山形県教育委員会
教育長 高橋 広樹

山形県教育委員会規則第5号

教育機関の組織及び運営に関する規則等の一部を改正する規則

（教育機関の組織及び運営に関する規則の一部改正）

第1条 教育機関の組織及び運営に関する規則（昭和41年4月県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第6条第3項中「掲示しなければ」を「掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。以下同じ。）により公衆の閲覧に供しなければ」に改める。

第7条中「掲示しておかなければ」を「掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しておかなければ」に改める。

（山形県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部改正）

第2条 山形県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成18年2月県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに類する一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という。）」を「電磁的記録に係る記録媒体（以下「電磁的記

録媒体」という。）」に改め、同項第2号中「磁気ディスク等」を「電磁的記録媒体」に改める。

第6条中「磁気ディスク等」を「電磁的記録媒体」に改める。

（山形県教育委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部改正）

第3条 山形県教育委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成19年2月県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）」を「電磁的記録に係る記録媒体（以下「電磁的記録媒体」という。）」に改める。

第5条中「磁気ディスク」を「電磁的記録媒体」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

訓 令

山形県教育委員会訓令第15号

局 中
教育機関（県立学校を除く。）

山形県教育委員会職員服務規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年3月28日

山形県教育委員会
教育長 高 橋 広 樹

山形県教育委員会職員服務規程等の一部を改正する訓令

（山形県教育委員会職員服務規程の一部改正）

第1条 山形県教育委員会職員服務規程（昭和43年7月県教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「平成13年4月県教育委員会教育長訓令第5号」を「令和7年1月県教育委員会訓令第10号」に改める。

（山形県教育委員会職員の人事に関する手続規程の一部改正）

第2条 山形県教育委員会職員の人事に関する手続規程（昭和51年10月県教育委員会訓令第7号）の一部を次のように改正する。

第30条第6項中「平成13年4月県教育委員会教育長訓令第5号」を「令和7年1月県教育委員会訓令第10号」に改める。

第31条第2項第14号中「平成4年3月県教育委員会教育長訓令第1号」を「令和7年1月県教育委員会訓令第9号」に改め、同項第21号中「平成17年7月県教育委員会教育長訓令第2号」を「令和7年1月県教育委員会訓令第11号」に改め、同項第23号中「令和6年2月県教育委員会教育長訓令第1号」を「令和7年1月県教育委員会訓令第14号」に改め、同項第26号中「平成19年12月県教育委員会教育長訓令第2号」を「令和7年1月県教育委員会訓令第12号」に改め、同項第28号中「平成26年7月県教育委員会教育長訓令第3号」を「令和7年1月県教育委員会訓令第13号」に改める。

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

告 示

山形県教育委員会告示第4号

山形県博物館登録審査基準等の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年3月28日

山形県教育委員会
教育長 高 橋 広 樹

山形県博物館登録審査基準等の一部を改正する規程

（山形県博物館登録審査基準の一部改正）

第1条 山形県博物館登録審査基準（令和5年4月県教育委員会告示第6号）の一部を次のように改正する。

第1項第7号中「その他の研修」を「その他の研修（インターネットの利用その他の方法により開催されるも

のを含む。）」に改める。

（山形県博物館に相当する施設指定審査基準の一部改正）

第2条 山形県博物館に相当する施設指定審査基準（令和5年4月県教育委員会告示第7号）の一部を次のように改正する。

第1項第7号中「その他の研修」を「その他の研修（インターネットの利用その他の方法により開催されるものを含む。）」に改める。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

内水面漁場管理委員会関係

指 示

山形県内水面漁場管理委員会指示第1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項及び第171条第4項の規定により、令和7年度の内水面漁業協同組合別水産動植物の増殖数量について、次のとおり指示する。

令和7年3月28日

山形県内水面漁場管理委員会

会 長 國 方 敬 司

令和7年度増殖数量指示

増殖方法		移殖放流														人工ふ化放流				産卵場造成等								
漁協名	水産動植物名 免許番号	あ	ゆ	うぐい (はや)	こい	ふな	うなぎ	かじか	さくらます (やまめ) (稚魚)	さくらます (やまめ) (幼魚)	さくらます (やまめ) (成魚)	にじます (稚魚)	にじます (成魚)	いわな (稚魚)	いわな (成魚)	もくず がに	ひめます	やつめ うなぎ	いわな	わかさぎ	さくらます (やまめ)	あゆ	うぐい (はや)	かじか	やつめ うなぎ	その他		
		グラム	グラム	グラム	グラム	グラム	グラム	グラム	尾	尾	グラム	尾	グラム	尾	グラム	尾	尾	尾	万粒	万粒	万粒	万粒	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	
両	羽	内共第1号							3,500						1,000			500						2				
県	南	内共第2号	150		100	50				260		400		240					1	500			8	1		いわな3		
西	置	賜	400			30					1,000		15,000	120					10				6	8				
最	上	川	内共第4号	650	5		5	5	1	11,000	1,400		1,000		20,000								2			こい2、さくらます(やまめ)1		
		一	内共第5号				10	5																				
			計	650	5	10	10	5	1	11,000	1,400		1,000		20,000									2			こい2、さくらます(やまめ)1	
最	上	川	内共第6号	650			78				2,000		5,000	325	16,800		100						1	1				
		二	内共第7号				50	24																				
			内共第8号				50	78																				
			内共第9号											15														
		計	650		100	180				2,000		5,000	340	16,800		100							1	1				
丹	生	川	内共第10号	180		10	20			400			5	2,500		200							7	6				
小	国	川	内共第11号	3,500				5			8,700			20,000		1,000						1	9	7	7			
最	北	中	部	内共第12号	200		10			15,000	2,200		3,000	25,000		1,200							2	3	2			
最	上		内共第13号	1,100			3			20,000	1,500			20,000		2,000						1	1	1	1			
最	上	川	第八	内共第14号	90		5			15,000				8,000		800		140					4	3				
赤	川	内共第15号	105			2								1,000		500										さくらます(やまめ)ほか8		
		内共第16号	295			3				3,200		10	9,000		2,500						1					あゆほか1、さくらます(やまめ)ほか10		
		内共第17号															3,000									いわな3		
		計	400			5				3,200		10	10,000		3,000	3,000					1					いわな3、あゆほか1、さくらます(やまめ)ほか18		
月	光	川	養	内共第18号	15					1,500				5,000		3,500						1	1	1	1			
日	向	荒	瀬	内共第19号	70		3			100				100		1,000						2	2	2	2			
山	戸		内共第20号	170						1,100						500						9	5	5		さくらます、いわな6		
温	海	町	内共第21号	60						600				2,000		100						2	1	1	1	いわな1、さくらます(やまめ)2		
		内共第22号	60							600				2,000		100						2	2	1	1	いわな1、さくらます(やまめ)2		
		内共第23号	80							500				2,000		100						3	1	2	1	いわな1、さくらます(やまめ)2		
		計	200							1,700				6,000		300						7	4	4	3	いわな3、さくらます(やまめ)6		
小	国	町	内共第24号	400						10,000				1,200					1,000				6	6		わかさぎ1		
作	谷	沢	内共第25号			100	100	5											600							こい1、ふな1		
		内共第26号			100	100																					こい1、ふな1	
		計			200	200	5												600								こい2、ふな2	
合	計		8,175	5	420	513	18	4	71,000	30,300	260	10,000	755	148,400	1,560	14,600	3,000	640	1	2,110	1	21	60	48	16			

山形県内水面漁場管理委員会指示第2号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項及び第171条第4項の規定により、コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、次のとおり指示する。

令和7年3月28日

山形県内水面漁場管理委員会
会長 國 方 敬 司

1 指示の内容**(1) 持出しの禁止**

県内の区画漁業権漁場以外の公共用水面及びこれと接続一体を成す水面において、コイ（マゴイ及びニシキゴイをいう。以下同じ。）がコイヘルペスウイルス病にかかり、又はかかっている疑いがあるとして知事が定めた水域（水面に設置した工作物等により、コイの遡上が考えられず、制限の必要がないと判断される水域を除く。）においては、内水面漁場管理委員会が承認した場合を除き、コイを持ち出してはならない。

(2) 放流等の制限

イ 県内の公共用水面及びこれと接続一体を成す水面においては、内水面漁場管理委員会が承認した場合及び捕獲したコイをその場で再び放す場合を除き、コイの放流又は移植を行ってはならない。

ロ 生死を問わず、県内の公共用水面及びこれと接続一体を成す水面にコイを遺棄してはならない。

2 指示の期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、市町村立学校向け県業務システム接続用ネットワーク構築及び運用保守管理業務の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和7年3月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 入札の場所及び日時

(1) 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁入札室（2階）

(2) 日時 令和7年5月30日（金）午前10時30分

2 入札に付する事項

(1) 調達をする役務の名称及び数量 市町村立学校向け県業務システム接続用ネットワーク構築及び運用保守管理業務 一式

(2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 契約期間 契約締結の日から令和12年3月31日まで

(4) 入札方法 契約期間の総額により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加者の資格

(1)から(9)までに掲げる要件を全て満たす者であること。ただし、共同企業体にあつては、(10)から(14)までに掲げる要件を全て満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。

(2) 令和7年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（令和7年1月31日付け県公報第574号）により公示された資格を有すること。

(3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

(4) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に

関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

(5) 情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度に関してJIS Q 27001（ISO/IEC27001）の基準に適合することによる認証を受けていること。

(6) 国、都道府県又は地方自治法第252条の19第1項に規定する指定都市において、USBトークンを利用した本委託業務と同等のネットワークシステム（システムを利用するユーザ数が350以上の規模を指す。）の設計及び構築の業務を履行した実績があること。

(7) 国、都道府県又は地方自治法第252条の19第1項に規定する指定都市において、デスクトップ仮想化基盤を利用した仮想デスクトップ機能を提供するシステム（システムを利用するユーザ数が350以上のものに限る。）の設計及び構築の業務を履行した実績があること。

(8) 過去5年以内に国、都道府県又は地方自治法第252条の19第1項に規定する指定都市において、USBトークンを利用した本委託業務と同等のネットワークシステム（システムを利用するユーザ数が350以上の規模を指す。）の運用保守管理業務を受託した実績があること。

(9) 過去5年以内に国、都道府県又は地方自治法第252条の19第1項に規定する指定都市において、デスクトップ仮想化基盤を利用した仮想デスクトップ機能を提供するシステム（システムを利用するユーザ数が350以上のものに限る。）の運用保守管理業務を受託した実績があること。

(10) 共同企業体の構成員として本件入札に参加していないこと。

(11) 共同企業体の全ての構成員が(1)から(5)までの要件を満たしていること。

(12) 共同企業体のいずれかの構成員が(6)から(9)の要件を満たしていること。

(13) 共同企業体は、自主結成されたものであり、共同企業体協定書を締結していること。

(14) 共同企業体の各構成員は、他の共同企業体の構成員として又は単独で本件入札に参加していないこと。

4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所等並びに契約に関する事務を担当する部局等

(1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等

山形市松波二丁目8番1号 山形県教育局教職員課給与担当
電話番号 023(630)3125

(2) 入札説明書及び仕様書の交付場所等 山形県教育局教職員課給与担当で交付するほか、山形県のホームページ（<https://www.pref.yamagata.jp/>）からもダウンロードできる。

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除する。

(2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

7 落札者の決定の方法

規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 その他

(1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格者名簿に登載されている者にあつては一般競争入札参加資格確認申請書を、競争入札参加資格者名簿に登載されていない者にあつては競争入札参加資格審

査申請書提出書及び競争入札参加資格審査申請書を令和7年5月9日（金）午後3時まで山形県教育局教職員課給与担当に提出するとともに、併せて次の書類を提出すること。

イ 3の(5)から(9)までに係る事項を証明する書類（共同企業体にあつては、3の(11)及び(12)に係る事項を証明する書類）

ロ 2の(1)の役務の仕様に適合するものとして作成した応札に係る役務の仕様書（以下「応札役務仕様書」という。）及び競争入札に係る応札役務仕様書等審査申請書

(2) (1)により提出された応札役務仕様書については、2の(1)の役務の仕様に適合しているかどうかを審査し、審査の結果適合しないと認められた場合は、当該応札役務仕様書を提出した者は、この入札に参加することができない。

(3) この入札は、山形県低入札価格調査制度実施要綱の規定による低入札価格調査制度を適用する。

(4) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め、個人情報の保護に関する定め、再委託の禁止に関する定め並びにこの契約に係る次年度以降の歳入歳出予算が成立しない場合の契約解除に関する定めを設けるものとする。

(5) この入札及び契約については、県の都合により調達手続の停止等があり得る。

(6) この入札に係る契約期間において、契約金額の変更に係る協議を行う場合がある。

(7) 詳細については、入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of the service to be required: Construction of infrastructure for Prefectural Business System Connection Network for Municipal school: 1 set

(2) Time-limit for tender: 10:30 A.M. May 30, 2025

(3) Contact point for the notice: Yamagata Prefectural Board of Education, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan TEL 023(630)3125

令和7年3月28日印刷 発行所 山形県庁
令和7年3月28日発行 発行人 山形県